

下環第392号
平成30年3月19日

公益社団法人熊本県浄化槽協会
会長 森田 和博 様

熊本県土木部道路都市局下水環境課長



既設浄化槽の取扱いについて（回答）

平成30年3月12日付け公熊浄協発第117号で照会がありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 単独処理浄化槽の再利用について

- (1) 単独処理浄化槽を設置し使用していたが、家屋を解体し新しく建替える場合、既設の単独処理浄化槽を再利用することは可能か。

【 回答 】

まず、昭和55年7月14日建設省告示第1292号「屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」の改正告示である平成12年5月31日建設省告示第1465号の附則第2条に該当する単独処理浄化槽については、現行の構造方法を用いるとみなす、いわゆる「みなし浄化槽」に該当しますので、既存の家屋を解体し新しく建て替える場合でも、処理対象人員の範囲内であれば再利用できると解釈されます。

しかしながら、平成12年の改正浄化槽法の附則第3条で、既存単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更を努めなければならない（努力義務）と規定されているため、再利用に当たっては建築主への十分な説明が必要と考えられます。

次に、上記に該当しない主に昭和55年以前に設置された単独処理浄化槽については、建築基準法第3条第2項に規定する法の適用の際現に存する建築物の部分として、いわゆる「既存不適格」扱いになりますが、建替えに当たって既存の家屋を解体した時点で、現に存する建築物ではなくなりますので、単独処理浄化槽の利用を継続することはできません。

- (2) 単独処理浄化槽を設置し使用していたが、家屋を増築する場合、既設の単独処理浄化槽の再利用は可能か。

【 回答 】

増築部分に給排水設備がなく、実質的な処理対象人員が増加しない場合は、既設の単独処理浄化槽の再利用は可能と判断されます。

2 合併処理浄化槽の再利用について

- (1) 合併処理浄化槽を設置し使用していたが、家屋を解体し新しく建替える場合、既設の合併処理浄化槽を再利用することは可能か。
- (2) 合併処理浄化槽を設置し使用していたが、家屋を増築する場合、既設の合併処理浄化槽の再利用は可能か。

【 回答 】

新築又は増築後の建物に係る処理対象人員を充たす合併処理浄化槽であれば、再利用は可能です。

なお、再利用に際して、従前と建物の用途の変更がなく、かつ、昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号「浄化槽の工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」(最終改正平成17年9月26日国土交通・環境省令第3号)第2条に定める、「処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の10パーセント以上の変更を伴わないもの」は、浄化槽法第5条第1項に定める「軽微な変更」に該当しますので、設置等の届出義務はありません。

それ以外の再利用の場合において、浄化槽管理者は、一旦廃止届と設置届を管轄機関(市町村又は保健所)に提出していただき、使用開始後の使用開始報告を管轄機関に提出いただいた後、指定検査機関が実施する法定検査(いわゆる7条検査)を受検していただくことになります。

(平成30年2月15日環境省廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室に確認済)

3 熊本地震等の災害時の緊急時も同様な取り扱いとなるのか。

【 回答 】

浄化槽法及び建築基準法における浄化槽の取扱いにおいて、災害時における「法令の適用除外」等を定めたものではありません。